



第53号 (平成30年11月1日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

▶ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

肌寒く感じられる季節となりました。

秋は寒暖差によって体調を崩しやすい季節です。うがいや手洗い、インフルエンザの予防接種などを忘れずに、日頃から体調管理には十分お気を付けください。

さて、障害年金講座では、受診状況等証明書、受診状況等証明書が添付できない申出書の記入項目の点検について取り上げています。窓口業務に是非ご活用ください。

また、11月は「ねんきん月間」です。国民の皆様方に公的年金制度をより身近に感じていただくため、年金事務所において、出張年金相談会や年金セミナー等を開催します。引き続き、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

障害年金講座

第6回!

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

障害基礎年金 受付点検の留意点

です!

障害基礎年金 受付点検の留意点

受診状況等証明書、受診状況等証明書が添付できない申立書の記入項目の点検について、特に注意していただきたいポイントは以下のとおりです。

◎「受診状況等証明書」

初診の医療機関で記入していただくものです。

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて明らかになることが必要です。そのために使用する証明書です。

【記入全般について】

記載内容が訂正されている場合は、訂正箇所に医師の訂正印が必要です。

医療機関による証明書のため、医療機関以外では直接メモ書きなどしないようお願いします。
(鉛筆書きも不可)

受診状況等証明書

① 氏 名 _____
 ② 傷 病 名 _____
 ③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

複数の傷病名が記載されている場合は、それぞれの傷病に番号を付記するなどして、③発病年月日、⑥初診年月日もそれぞれわかるように記載されているか。

④ 傷病の原因又は誘因 _____
 ⑤ 発病から初診までの経過
 前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合)

「有」の場合は、紹介状のコピーが添付されているか。

【「有」と記載されていて添付されていない場合】
請求者を通じて、添付を求めてください。

【「有」と記載されているが添付ができない場合】
その旨を医療機関に書いてもらうか、担当者が聞き取った場合は添付できない理由を任意の紙に書いて提出してください。

※診療録に前医受診の記載がある場合 1 初診時の診療録より記載したものです。
 右の該当する番号に○印をつけてください 2 昭和・平成 年 月 日の診療録より記載したものです

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日
 ⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日
 ⑧ 終診時の転帰 (治療・転医・中止) _____
 ⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

②欄に関連する傷病で他の医療機関を受診していないか。前医受診の記載がある場合は、1か2のいずれかに○があるか。

【前医のある場合】

他の医療機関を受診している場合や前医からの紹介状がある場合は、前医の受診状況等証明書及び病歴・就労状況等申立書を整備してください。

⑩ 次の該当する番号(1~4)に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

上記の記載は 1 診療録より記載したものです。
 2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。
 3 その他 (_____) より記載したものです。
 4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 年 月 日

医療機関名

所在地

(提出先) 日本年金機構

診療担当科名

医師氏名

1~4のいずれかに○が付されているか。複数に○が付されている場合は、上記②~⑨のどの部分が、どの根拠に基づくものが記載されているか。

(裏面をご覧ください。)

◎「受診状況等証明書が添付できない申立書」

初診の証明が取れない場合に、請求者（代筆者）が記入するものです。
記入漏れのないよう確認をお願いします。

傷病名、医療機関名、医療機関の所在地は、請求者がわかる範囲で記入しているか。

年金等の請求用

受診状況等証明書が添付できない申立書

傷病名 _____

医療機関名 _____

医療機関の所在地 _____

受診期間 昭和・平成 ____年 ____月 ____日 ~ 昭和・平成 ____年 ____月 ____日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのようなものか、次の「添付できない理由」と「確認方法」の該当する□に✓をつけ、日付を記入してください。
その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法を記入してください。

病歴・就労状況等申立書に記入されている日付と一致しているか。

＜添付できない理由＞

カルテ等の診療録が残っていないため

廃業しているため

その他 _____

＜確認方法＞ 電話 訪問 その他（ _____ ）

＜添付できない理由＞のその他にチェック(✓)をしている場合は、その理由を記入しているか。

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、その参考資料を添付してください。お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

＜確認方法＞のその他にチェック(✓)がされている場合は確認方法を記入しているか。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

身体障害者手帳等の申請時の診断書

生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書

事業所等の健康診断の記録

母子健康手帳

健康保険の給付記録（レセプトも含む）

お薬手帳・検診手帳・処方箋・処方箋控え（可能な限り）

小学校・中学校等の長期診断の記録、成績通知表

盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書

第三者証明

その他（ _____ ）

添付できる参考資料は何もない

請求者が持っている参考資料の□にチェック(✓)がされているか。

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

添付できる参考資料がない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□にチェック(✓)されているか。

平成 ____年 ____月 ____日

住所 _____

請求者 氏名 _____ 印 _____ ※本人自らが署名する場合 押印は不要です。

代筆者氏名 _____ 請求者との続柄 _____

(提出先) 日本年金機構 (裏面もご覧ください。)

いずれかの□にチェック(✓)がされているか。

記載見本

※実際の記載は、カルテに基づき作成いただくものです。

年金等の請求用

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにする必要があります。そのために使用する証明書です。

受診状況等証明書

① 氏 名 ○○ ○○

② 傷 病 名 **II型糖尿病**

③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 **不明** 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 **不明**

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 **無** (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

健康診断で尿糖を指摘され、当院を受診。平成8年12月2日の検査で糖尿病と診断。

※診療録に前医受診の記載がある場合 1 初診時の診療録より記載したものです。
右の該当する番号に○印をつけてください 2 昭和・平成 年 月 日の診療録より記載したものです。

⑥ 初診年月日 昭和・**平成** 8 年 12 月 2 日

⑦ 終診年月日 昭和・**平成** 25 年 11 月 25 日

⑧ 終診時の転帰 (治癒・**転医**・中止)

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

食事療法、運動療法、経口血糖降下薬の内服、インスリン注射を行っていたが、腎症が進行し末期腎不全に至り、転医となった。

⑩ 次の該当する番号 (1 ~ 4) に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

上記の記載は **1** 診療録より記載したものです。

2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。

3 その他 () より記載したものです。

4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 30 年 10 月 21 日

医療機関名 **◆◆病院**

診療担当科名 **内科**

所在地 **△△市▽▽1-1-2**

医師氏名 **◆◆◆◆**



(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

受診状況等証明書が添付できない申立書

傷病名 糖尿病
 医療機関名 〇〇内科クリニック
 医療機関の所在地 △△市□□3丁目12
 受診期間 昭和(平成)21年4月10日 ~ 昭和(平成)21年9月30日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認しましたか。
 次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<確認年月日>に確認した日付を記入してください。
 その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法も記入してください。

<添付できない理由> カルテ等の診療録が残っていないため
 廃業しているため
 その他 _____
 <確認年月日> 平成 30年 10月 10日
 <確認方法> 電話 訪問 その他 ()

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。
 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーを添付してください。
 お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

身体障害者手帳・療育手帳・
 精神障害者保健福祉手帳
 身体障害者手帳等の申請時の診断書
 生命保険・損害保険・
 労災保険の給付申請時の診断書
 事業所等の健康診断の記録
 母子健康手帳
 健康保険の給付記録（レセプトも含む）
 お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券
 (可能な限り診察日や診療科が分かるもの)
 小学校・中学校等の健康診断の記録や
 成績通知表
 盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書
 第三者証明
 その他 ()
 添付できる参考資料は何もない

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 00年 00月 00日

請求者 住所 △△市●●町
 氏名 〇〇 〇〇 ※本人自らが署名する場合
 印 押印は不要です。

代筆者氏名 _____ 請求者との続柄 _____

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

機構からの連絡

平成30年度における各種取組事業のスケジュールについて (事業推進統括部 市区町村連携グループ)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成30年度（平成30年10月から平成31年3月）に、日本年金機構において実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分 ●…新規の実施分)

平成30年10月

- 市区町村における障害年金制度の周知状況等に関するアンケート調査の実施
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

平成30年11月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、本誌19頁～28頁をご確認ください。
- 国民年金保険料特定付加保険料制度のお知らせの送付
→ 詳細は、「かけはし第52号」の18頁～25頁をご確認ください。
- ねんきん月間・年金の日（11月30日）
→ 詳細は、「かけはし第52号」の26頁をご確認ください。

平成30年12月

- 年末収納対策用納付書の送付

平成31年1月



- 継続免除の納付猶予承認者へ、平成31年度以降の全額免除審査の希望を確認するための意思確認書を発送
→ 詳細は、次号の「かけはし」にてお知らせします。
- 口座振替利用促進の勧奨の実施
→ 詳細は、次号の「かけはし」にてお知らせします。
- 平成30年分公的年金等の源泉徴収票の送付（年次分）

平成31年2月

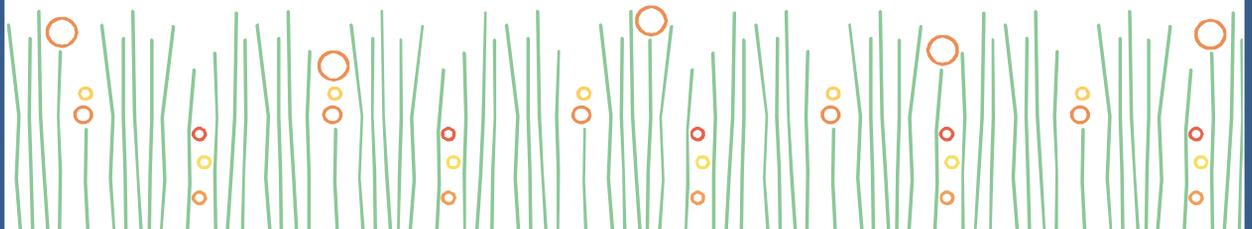


- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、本誌19頁～28頁をご確認ください。
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

平成31年3月



- 国民年金の特定付加保険料制度終了（3月末）
- 年度末収納対策用納付書の送付



本年9月、全国都市国民年金協議会から厚生労働省年金局へ「国民年金制度改善についての要望書」が提出されました。これに対し、平成30年10月4日に、厚生労働省年金局から回答が示されましたので、下記のとおり情報提供いたします。

I 国民年金事務の一元化について

要望

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

現在の国民年金事務は、取り扱い内容により、市区町村と年金事務所とで窓口が分かれているため、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にあるうえに、市区町村を經由し、日本年金機構で処理・審査される事務については、それぞれに処理時間を要するため非効率であり、結果として住民サービスの低下を招いている。

また、「マイナンバー制度」の導入により、日本年金機構は、すでに住民基本台帳情報について市区町村を經由することなく取得することが可能であり、平成31年1月以降には課税台帳等の公簿情報の取得も予定されている。

さらに、戸籍情報についても、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスの拡充が図られているうえに、インターネットの普及により、窓口に来なくても申請書様式を自宅等で取得できるほか、近い将来には、マイナポータルでの電子申請も予定されるなど、市区町村に年金窓口を設ける必然性がより一層希薄になっている。

このような状況に鑑み、国民年金事務については、日本年金機構へ一元化を図ることを要望する。

併せて、一元化を図るにあたっては、住民サービスや利便性確保の観点から、希望により日本年金機構の出先窓口を市区町村庁内に設置できるようにすることも、併せて検討すること。

なお、国民年金事務の一元化や出先窓口の市区町村設置等が実現されるまでの間、段階的措置として、次の事項について早急な対応を要望する。

回答

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務を法定受託事務として市区町村にお願いしていることは、住民基本台帳や市町村民税課税台帳などの公簿を備えている市区町村が住民にとって身近な窓口であることや、市区町村窓口で行う他の手続きと同時に行うことが可能な手続きもあり、住民サービスの観点からも大きな意義があるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

個人番号による情報連携の進捗状況を踏まえつつ、国民年金業務の在り方について、今後も継続して検討する必要があると考えておりますが、国民年金業務を円滑に進めるために、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

(厚生労働省)

要望

(2) 障害年金事務の窓口一元化

障害年金事務については、障害内容及び年金制度に関する総合的かつ専門的な知識を必要とするため、比較的短期間で人事異動があり、しかも少人数で担当せざるを得ない市区町村職員では対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況があり、窓口対応に長時間を要するだけでなく、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やすこととなっている。

そのため、窓口一元化の第一歩として、年金記録を保有し、専門的な職員の体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を強く要望する。

併せて、次の段階的措置として、給付全般の窓口一元化についても検討を進めること。

回答

障害基礎年金の裁定請求書の提出先については、年金受給者の方にとっての利便性の確保から地域住民に最も身近な窓口である市町村に法定受託事務としてお願いしているところです。

障害基礎年金の裁定請求事務については、窓口における相談及び請求書等の点検受理が過度の負担とならないよう、市町村窓口において使用する「わかりやすい説明を行うためのツール」並びに国民年金障害基礎年金受付・点検事務手引を作成しており、ご活用いただいているものと認識しております。

今後とも、このような形で、国民年金業務を円滑に進めるために、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、引き続き取り組んでまいります。

（厚生労働省）

要望

(3) 障害年金請求書不備の場合の本人への直接返戻

障害年金センターが設置されて以降、市区町村からの照会にスムーズに対応してもらえる反面、市区町村における形式審査に不備がない場合でも、日本年金機構の事務処理上の都合（外字登録・請求後の住所異動による請求書の書き換えなど）による返戻、診断書の内容に関する説明を含めた返戻など、形式審査の範囲を超えた対応を市区町村に課す事例が増え、対応に苦慮している。

そのため、市での受付時に不備がない場合は、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう変更すること。

回答

障害基礎年金の請求の受付に関する事務につきましては、年金受給者の方にとっての利便性の確保から地域住民に最も身近な窓口である市町村に法定受託事務として、点検審査、受理をお願いしているところです。

ご指摘を頂きました、市区町村において形式審査に不備が無い場合についても、診断書等の医学的審査の結果等により、当初想定していた必要な書類等に変更が生じる場合等がありますことをご理解願います。

また、返戻時にも文書ではなく対面での相談を希望される方も相当数いらっしゃると思えます。障害者の立場に立ち、できるだけきめ細やかな対応を行うためにも、市区町村での返戻対応をお願いしているところであり、今後ともご理解とご協力をお願いします。
(厚生労働省)

要望

(4) 障害状況確認届の直送化

障害状況確認届については、市区町村においても郵送を中心としたやり取りであることから身近な市区町村窓口で受付する必要がないうえに、更新の可否や次回の診断書提出時期等についての問い合わせも多く、住民にとっても照会先が不明瞭となっており、混乱をきたしている。

迅速な審査につなげるためにも、返信用封筒を同封するなど、市区町村を経由せず、受給権者が障害年金センターに直送できるようにすること。

回答

ご指摘の点については、障害者の立場に立ち、できるだけ受給者の負担を減らしてきめ細やかな対応を行うとともに、市町村の事務負担にも配慮し、日本年金機構へ直送することができるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

(厚生労働省)

要望

(5) 研修及び情報提供の充実

一元化までの間、住民サービスの向上を図るため、市区町村職員の知識確保の機会として、厚生労働省及び日本年金機構主催の研修は必須である。

前回、第55回要望書にて「研修・情報提供の充実」を求めた要望に対し、「研修体制の充実及び新規事務が発生した場合などの事前説明会については、日本年金機構と連携をとりながら実施していく」との回答をいただいたが、未だ積極的に実施されておらず、回答と実際の対応が異なる事象が散見される。

そのため、研修・事前説明会などの実施については、厚生労働省及び日本年金機構が責任を持って実施するよう、再度強く要望する。

回答

ご要望の「新規事務が発生した場合などの事前説明会」につきましては、年金生活者支援給付金等の新規事務の事前説明会について、市町村における事務に支障がないよう、準備期間も考慮し、市町村において事務に適切な時期に実施することを検討しております。

また、「研修体制の充実」につきましては、日本年金機構において、平成29年度研修実施状況を踏まえ、研修の実施について改善を図っていくこととしており、併せて研修講師の育成や研修資料の作成に取り組んでおります。

今後も、厚生労働省及び日本年金機構で連携を図りつつ、研修・事前説明会の実施・充実に努めてまいります。

(厚生労働省)

II 国民年金事務費交付金について

地方財政法第10条の4で規定されている国民年金等事務取扱交付金については、平成25年度の実態調査により改善された部分もあるが、その後、一部の基準額が減額されるなど、多くの市区町村で慢性的な超過負担となっている。

さらに、交付金算定基礎のひとつである第1号被保険者数の減少等により、交付金が縮減されており、マイナンバー制度本格稼働に伴い、より一層の減額が見込まれているところである。

しかし、その一方で、年金制度については、制度改正や事務変更等が頻繁に行われており、それに伴い、窓口来庁者や問い合わせの増加、システム改修対応など、市区町村担当者の負担は増大している。

要望

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給

本来、法定受託事務である国民年金事務費は、超過負担が発生しないことが前提であるが、超過負担の発生により国民年金事務従事者の削減や協力連携事務の縮小を余儀なくされ、市区町村における円滑な事務の執行に支障をきたしている現状から、国民年金事務に要した経費全額を支給するよう強く要望する。

併せて、超過負担が解消されないのであれば、法定受託事務内容の縮減もしくは簡素化を図るよう検討すること。

回答

国民年金等事務費交付金については、これまでも市町村の超過負担がなくなるようご要望いただいているところであり、平成25年度に実施した国民年金等事務費交付金実態調査を検証した結果として、標準的な市町村における被保険者一人当たりが必要とする事務費単価を定めたところです。

この単価については、毎年人事院勧告に基づき改定しているところですが、今回のご要望を踏まえ、必要な予算の確保ができるよう、今後検討してまいります。

(厚生労働省)

要望

(2) 算定基礎及び算定項目の見直し

算定基礎項目である第1号被保険者数は、少子高齢化の進展及び厚生年金適用拡大により、対象者数が減少している反面、雇用形態の変化に伴い資格異動手続きを短期間で繰り返すことなどにより、窓口対応件数は増加している。

さらに、職員定数の削減及び事務効率化の観点から、窓口業務の委託や正規職員以外を採用する市区町村も増加傾向にあるが、平成18年度以降の人件費と物件費に区分して上限を設けて算定する現行の方法では、これまで人件費として算定されていた経費は物件費に算定されることから、市区町村の創意工夫が交付金を減額させるという状況を生じている。

そのため、交付金については、実情に即さない経費の枠組みや係数などを見直し、市区町村の事務処理実態を反映する仕組みへの変更を強く要望する。

回答

国民年金等事務費交付金における係数については、見直しが必要か否かを含め、今後検討してまいります。

なお、人件費と物件費の区分については、予算の適正な執行の観点から、現行の仕組みにより算定いただき執行することが必要であることをご理解いただきますようお願いいたします。

(厚生労働省)

要望

(3) 事務費交付金等の事務軽減

交付金申請や決算にかかる事務は複雑かつ膨大であり、短い期間での報告となることから、市区町村の負担が非常に大きいため、簡略化を図ること。また、交付金変更にかかる通知については各市区町村の予算編成時期を考慮すること。

回答

交付金申請や決算に係る事務の簡略化については、できるだけ市町村の負担を軽減するようご意見を伺いながら、検討してまいりたいと思っております。なお、市町村からの報告については、交付額の適正な算定のために、職員一人一人の詳細な人件費の報告や協力・連携費算出のための件数把握など最低限必要な情報を提供いただく必要がありますので、引き続きご理解、ご協力をお願いします。

また、通知等の発出時期につきましては、出来るだけ早期に発出するよう努めてまいります。

(厚生労働省)

要望

(4) 「マイナンバー制度」による影響の軽減

「マイナンバー制度」の導入に伴い、国と地方の情報連携が始まることにより、市区町村における国民年金事務が一気に軽減される見込みではないことから、国民年金等事務取扱交付金が急激に下がらないよう特段の配慮を行うこと。

回答

「マイナンバー制度」の導入等により軽減が見込まれる市区町村事務については、実際の業務量の変動を見極めつつ、必要な予算の確保に努めてまいります。
(厚生労働省)

Ⅲ 国民年金制度に係る要望について

要望

(1) 障害基礎年金の誕生月に提出する障害状態確認届（診断書）の要件緩和

障害基礎年金受給権者は、概ね1年から5年ごとに誕生月にあわせて障害状態確認届が送付され、誕生月中に受診して月末までに提出するようになっているが、病院の予約がいっぱいで誕生月に受診できない場合が見受けられるなど、受給権者及び病院ともに障害状態確認届の提出に苦慮している現状がある。

障害基礎年金請求時に提出する診断書が認定日の3カ月以内としていることから、障害状態確認届についても受診期間を延長するなど要件緩和を図ること。

併せて、20歳前傷病による障害状態確認届についても、現状は6月末に送付して7月末までの提出となっているが、送付及び受診期間を1カ月程度早めるよう検討すること。

回答

ご要望については、受給権者の負担軽減等の観点から見直しを検討しており、具体的には、障害状態確認届（診断書）の送付時期を提出期限の3か月前に前倒しすることの検討を行っているところです。

(厚生労働省)

要望

(2) 20歳前傷病による障害基礎年金請求時の初診証明の要件緩和

20歳前傷病を原因とした障害基礎年金請求時の初診を証明する書類については、現行、知的障害を除き、その傷病で一番最初に行った病院の受診状況等証明書を必ず添付させているが、初診と思って取得した受診状況証明書に他院からの紹介と記載されていて取得しなおさなければならないケースがみられ、その都度、手間と証明書代が追加でかかり、申請が遅くなる現状がある。

障害基礎年金は、初診から1年6月を経過した日を障害認定日とすることから、20歳前傷病については、18歳6カ月までの受診状況等証明書であれば有効とみなすよう、初診証明の要件緩和を図ること。

回答

ご要望については、適切な給付の決定を行いつつ、受給者や市町村の負担にも配慮してどのような対応が可能か検討をしまいたいと考えております。

(厚生労働省)

要望

(3) 障害基礎年金の子（施設入所者）の加算に係る生計維持関係の適正化

障害基礎年金の請求時や受給権者所得状況届・生計維持確認届提出の際、加給年金対象の子がいる場合、受給権者が子を自ら育てることができず、施設に預けるケースも見られ、生計維持に関して相談がある。

子が施設に入所していても生計維持関係にあるのかどうか基準が曖昧であり、他法との整合性がとれていないように思われる（児童福祉施設等に入所している子にかかる児童手当は、施設等の設置者に支給することになっている）。

障害基礎年金受給権者本人が自ら子育てできず、かつ、施設入所の費用負担がないのであれば「生計維持関係なし」として取り扱うなど、適正化を図ること。

回答

子の加算などの生計維持関係の確認については、障害基礎年金受給権者本人が自ら子育てできず、かつ、施設入所の費用負担がない場合、原則「生計維持関係なし」として取り扱っているところですが、生計同一関係に関する申立書などにより個別の事情を確認したうえで総合的に判断しているところです。

引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(厚生労働省)

要望

(4) 老齢基礎年金請求書内への支給開始年齢確認ページの設定

老齢基礎年金を請求する際、窓口にて繰上げ・繰下げ請求の意思確認を行い、別紙に記入しているが、重要な項目であるにもかかわらず、請求書本体にページが設けられていないことから、確認漏れが生じる可能性が高い。

そのため、老齢基礎年金の請求書本体に、機構独自様式である繰上げ・繰下げ意思の確認ページを設けられるよう法整備等を行うこと。

回答

年金請求書の書式については、受給者にとってできるかぎり分かり易く簡潔にする必要があります。

受給者の約8割が本来請求を行っており、繰上げ、繰下げを行う場合には、年金請求書の他に繰上げ、繰下げの意思を示す申出書を提出いただいているところです。

(厚生労働省)

IV 日本年金機構への要望について

要望

(1) 住民への電話サービスの向上及び応答スキルの向上

近年、年金事務所及びねんきんダイヤルへ電話が繋がらないことや、自動音声案内のガイダンスが長く複雑で分かりにくいというのに、特に、ねんきんダイヤルは誤った案内をすることが多く、年金事務所での手続きを「市区町村の窓口で」と案内したり、手続きに必要な書類の説明漏れも多いため、市区町村への苦情が絶えない状況にある。

そのため、日本年金機構は、年金事務所及びねんきんダイヤルにおいて正確な応答ができるようスキルの抜本的改善を図るとともに、回線数を大幅に増加して応答率の向上を図ること。併せて、高齢者も電話しやすいよう自動音声案内ガイダンスを見直すよう強く要望する。

回答

「ねんきんダイヤル」、「ねんきん加入者ダイヤル」においては、誤案内等の事案が発生した場合、直ちに原因を確認し、オペレーターへの周知・教育による再発防止に努めております。市区町村への誤った誘導などありましたら、具体的な内容について情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、昨年度から年金事務所、ねんきんダイヤル等の電話が繋がりにくい状況が続いていることにつきましては、大変ご迷惑をお掛けしております。予算、セキュリティ等、様々な制約がある中で対応が限られてくる部分もございますが、通知書等のレイアウト見直しなどの照会発生抑制策の他、コールセンターにおける業務生産性の向上策、体制の見直しなど、応答率及びお客様サービスの品質向上に向けた施策について、対応可能なものから順次実施してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

(日本年金機構)

要望

(2) 市区町村職員からの電話照会に迅速に対応できる体制整備

市区町村では、窓口対応の際、日本年金機構への電話照会が必須となっているにもかかわらず、年金事務所もねんきん加入者ダイヤル(市区町村用)も照会電話が非常につながりにくく、住民を窓口で長時間待たせることが常態化している。

特に、ねんきん加入者ダイヤルでは、照会可能項目が限定的であり、不足情報は年金事務所へ再照会が必要となるうえに、不必要なガイダンス等により必要以上に時間がかかったり、正確な情報が提供されないケースも多くみられ、非常に利用しづらい状況である。

そのため、日本年金機構は、市区町村職員からの電話照会に迅速に対応できる体制を整備するとともに、ねんきん加入者ダイヤルについては氏名検索・配偶者情報等回答項目を追加し、スキルアップを図ること。

回答

「ねんきん加入者ダイヤル(市区町村用)」における応答率は、平成29年度で94.7%、平成30年度も4月から6月までの間で89.3%となっており、繋がりやすい状況となっているものと認識しておりますが、「ねんきん加入者ダイヤル」においては、ご意見を踏まえた教育等を行い、オペレーターのスキルアップを図ってまいりますので、今後も積極的なご利用をお願いいたします。

なお、「ねんきん加入者ダイヤル」では、個人情報保護の観点から、外部委託業者のオペレーターに対して氏名検索を許可しておりません。

国民の皆様の大切な個人情報を守るための措置となりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

(日本年金機構)

要望

(3) 市区町村との連携強化

市区町村連携グループは、市区町村と年金事務所の連携強化を図るため、市区町村のニーズを的確に把握のうえ、「マイナンバー制度による情報連携の本格稼働」「年金生活者支援給付金」などの大幅な事務変更が見込まれる場合は、市区町村で十分な準備期間を設けられるよう、事務説明会の早期実施や早い段階での情報提供などを積極的に行っていくことを強く要望する。

回答

日本年金機構における「マイナンバー制度による情報連携」や「年金生活者支援給付金」の施行などに伴う大幅な事務処理の変更については、市区町村窓口の業務に混乱が生じないように、厚生労働省年金局と連携をとりながら、できる限り早期に文書による情報提供を行い、必要に応じて事務説明会の開催も実施するよう努めてまいります。(日本年金機構)

要望

(4) 日本年金機構内での組織内連携の強化

日本年金機構では、組織改革の一環として、広域事務センターへの事務統合など機能を集約しているが、一方で事務権限が明確に分かれ、組織内での連携が取れていない状況が見受けられる。また、市区町村からの疑義に対する担当窓口が分かりにくいという点に、返戻文書に担当者名がないため、速やかに回答を得られない実情などもある。今後、全国で集約化を進めるにあたり、市区町村にも照会先を明確に示すとともに、照会に対して速やかに対応できるよう、組織内連携の強化を図ること。

回答

国民年金事務に関する市区町村からの一般的な照会対応については年金事務所で回答させていただいています。

提出された届書等の個別の状況及び書類不備にかかる照会については、事務センターで処理をしていることから事務センターにお問い合わせいただくこととしています。

市区町村からの疑義に対する担当窓口が分かりにくいとのご指摘については、今後、返戻文書に連絡先を必ず記入することとし、照会があった場合には事務センターの担当部署で誰でも対応できるよう情報を共有し、市区町村からの照会に速やかに対応いたします。(日本年金機構)

V 制度改正に係る事務説明会の開催について

要望

年金制度については、今後、平成31年1月以降に予定されているマイナンバー利用による日本年金機構から市区町村への情報連携開始や2019年10月実施予定の年金生活者支援給付金など、大幅な事務変更が見込まれている。

平成31年1月以降のマイナンバーによる情報連携では、日本年金機構が課税情報を取得することができるようになることから、主に免除事務にかかる大幅な事務変更が見込まれており、また、年金生活者支援給付金についても、申請受付の一部について市区町村の窓口で受付することが想定されている。

このように、大幅な事務変更が見込まれる制度改正の際は、人員配置も含めた準備期間及び予算要求等が必要であるため、市区町村の予算計上時期に間に合うよう、早期の情報提供を行うこと。

併せて、今回のような大きな法改正時には、市区町村からの開催要望の有無にかかわらず、日本年金機構と連携のうえ、市区町村担当者職員対象の事務説明会を適時開催し、厚生労働省及び日本年金機構が主体となって、早期に詳細な情報提供を行うことを強く要望する。

なお、事務説明会の開催案内については、市区町村の予算計上が可能な時期までに周知を図ること。

回答

国民年金関係事務の変更等に伴う市区町村の国民年金担当者への情報提供については、厚生労働省から発出する通知や事務連絡のほか、月次でお送りしている「今後の年金関連の事業について」、また、日本年金機構が発行する情報誌「かけはし」などにより随時行っているところですが、マイナンバーによる情報連携や年金生活者支援給付金の施行については大幅な事務の変更が見込まれるため、これらに加えて、事務説明会の開催を検討しており、市区町村における準備期間も考慮して適切な時期に情報提供を行うよう努めてまいります。

(厚生労働省)

本誌10頁～11頁の(5)の回答にもありますように、日本年金機構においては、**研修講師の育成**や**研修資料の作成**に取り組んでいます。

研修会の開催につきましては、市区町村からのご要望に応じ、各年金事務所において、今後もより実務的な研修会を実施してまいります。

研修会の開催のご要望がありましたら、管轄年金事務所まで**お気軽**にご相談ください。



平成30年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています
(事業推進統括部)

「かけはし」第52号でもお知らせしましたが、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、平成30年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています(平成30年10月31日に本部から発送。ただし、9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで保険料を納付された一部の方は、11月8日に発送となります)。

所得税及び住民税の申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

なお、平成30年10月2日から平成30年12月31日までの間に、平成30年に初めて国民年金保険料を納付された方には、平成31年2月4日に社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル(下記をご参照ください)にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。

また、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行に関する概要・よくあるご質問(Q&A)等について、日本年金機構ホームページに掲載していますのでご利用ください。

平成30年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書のレイアウトについては、本誌20頁~27頁を参照してください。

・問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**

・電話番号 **0570-003-004 (ナビダイヤル)**
050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6630-2525

〈受付時間〉

- 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
- 第2土曜日 午前9:00～午後5:00
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

*「03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

*「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

ご本人用(控)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

被保険者氏名 様
 基礎年金番号
 平成30年中(1月1日から10月1日まで)に納付していただいた
 国民年金保険料の額は、次のとおりです。
 (平成30年10月1日現在)

①納付済額	納付済保険料の証明額
円	円
(ご参考)	
②見込額	10月2日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額
円	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)
円	円

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象となります。
ご家族の保険料も控除の対象となる場合は、納付した方の社会保険料控除の料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類(本証明書または領収証書の添付等)が職務付けられています。
- 年内に納付された保険料は今年分として申告できます。
この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。
あとから納付された保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要となります。なお、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を送付することができます。
領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、左記の「ねんきん加入者ダイヤル」までご連絡ください。

2年前納(現金・クレジットカード納付)ができるようになりました!
口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額が大きくなる2年前納をご利用いただけます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金制度については、左記のホームページをご覧ください。
また、年金事務所の窓口での年金請求等の相談は、事前の予約が便利です!

和 名 姓 昭 顯

お問い合わせは
『ねんきん加入者ダイヤル』へ

0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は「重訂03-6630-2525

＜受付時間＞
 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
 第2土曜日 午前9:00～午後5:00
 ＊ 第1日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料がかかります。

○03-6630-2525の番号におかけになる場合は、通常の通話料金になります。

○0570の最初の0は省略したり、市外長番号をつけたりして間違い電話にならないケースが発生しますので、おかけ間違いにはご注意ください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得!

- 毎月の口座振替を早割にするとお得です。
口座振替なら早期割(当月保険料の当月引率)があり、毎月の保険料額が50円引割となります。
- 保険料を口座振替で前納されると、もっとお得です。
前納は6カ月前納、1年前納または2年前納により納めることができます。口座振替での前納は、毎年2月末がお申し込みの期間です。
- 詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細な説明を掲載していますのでご参照ください。
<https://www.nenkin.go.jp/> [日本年金機構] 検索

「ご案内は内割にあります。」
 矢印の方向へ押つくりはがしてご覧ください。
 (水に濡れている場合は、よそがかりてからおはがしください。)

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、平成30年10月2日です。
平成30年中（1月1日から10月1日）に納めていただいた国民年金保険料の額を証明しています。
- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。
* ご家族の保険料も控除の対象となります。
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
* 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を納めたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
* この証明書に記載されている保険料額に、あとから納めた保険料額がある場合は合算して申告してください。
あとから納めた保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。なお、あとから納めた保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
* 領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、『ねんきん加入者ダイヤル（電話番号：0570-003-004）』までご連絡ください。
- 前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納により納めた国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。
* (2)の方法により控除を受けた場合、(1)の方法による控除に戻すことはできません。
また、平成31年に平成31年分と平成32年分をまとめて控除することもできません。
- (1) 全額を納めた年に控除（2年分をまとめて申告する場合）
本証明書の「納付済保険料額」欄に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されている証明書のすべてを添付等してください。
- (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）
各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次のように算出されます。
- 例1 口座振替で24カ月分（平成30年4月分から平成32年3月分）377,350円を前納された場合
① 平成30年の控除対象額（平成30年4月から平成30年12月分までの9カ月分）
 $377,350円 \times 9\text{カ月} / 24\text{カ月} = 141,507円$
② 平成31年の控除対象額（平成31年1月から平成31年12月分までの12カ月分）
 $377,350円 \times 12\text{カ月} / 24\text{カ月} = 188,675円$
③ 平成32年の控除対象額（平成32年1月から平成32年3月分までの3カ月分）
 $377,350円 - ① - ② = 47,168円$
- 例2 納付書で20カ月分（平成30年8月分から平成32年3月分）317,670円を前納された場合
① 平成30年の控除対象額（平成30年8月から平成30年12月分までの5カ月分）
 $317,670円 \times 5\text{カ月} / 20\text{カ月} = 79,418円$
② 平成31年の控除対象額（平成31年1月から平成31年12月分までの12カ月分）
 $317,670円 \times 12\text{カ月} / 20\text{カ月} = 190,602円$
③ 平成32年の控除対象額（平成32年1月から平成32年3月分までの3カ月分）
 $317,670円 - ① - ② = 47,650円$
- なお、申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。
- * 本証明書は(2)の方法により控除を受ける場合、最大3年間にわたり使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成30年1月1日から10月1日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
・ 厚生年金保険に加入されている場合
・ 平成31年3月または平成32年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成30年1月1日から10月1日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
・ 厚生年金保険に加入されている場合
・ 平成31年3月または平成32年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成30年1月1日から10月1日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
・ 厚生年金に加入されている場合
・ 平成31年3月または平成32年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
・国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全部が社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象となります。
・生計を一にする配偶者やその他の家族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類(本証明書または領収証書)の添付等が義務付けられています。
*平成31年1月1日以降に納付された保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

2年前納(現金・クレジットカード納付)ができるようになりました!
口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金制度については、左記のホームページをご覧ください。
また、年金事務所の窓口での年金請求等の相談は、事前の予約が便利です!

保険料納付は、口座振替が便利でお得!
—安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします—

安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
簡単 1度の手续でOK 手数料もかかりません
便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
お得 早割・前納を利用してお得な割引

- 口座振替なら、早割が利用できます。
・早割(当月保険料の当月末日引落)は、毎月の保険料が50円割引となります。[※]
- 口座振替による前納は、もつとお得です。
・保険料を前納されると割引があります。[※]
現金納付による1年度分の前納は 3,480 円の割引
(1年度分の保険料額 196,080円が 192,600 円へ)
現金納付による2年度分の前納は 14,420 円の割引
(2年度分の保険料額 393,000円が 378,580 円へ)
口座振替による1年度分の前納は 4,110円の割引
(1年度分の保険料額 196,080円が 191,970 円へ)
口座振替による2年度分の前納は 15,660 円の割引
(2年度分の保険料額 393,000円が 377,350 円へ)

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め切りです。お早めにお申し込みください。

- 口座振替のお申し込みは年金事務所等です。
・口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの金融機関でお申し込みができます。
詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

※割引額・前納保険料額等は、平成30年度の金額となります。
平成31年度の前納保険料額等については、平成31年2月下旬に告示される予定です。

知 名 せ 郵 編

お問い合わせは
『ねんきん加入者ダイヤル』へ



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は「東京」03-6630-2525

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:00～午後5:00
* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

○「03-6630-2525」の番号におかけになる場合は、通常の通話料金になります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけたりして間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細な説明を掲載していますのでご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>【日本年金機構】検索

「ご案内は内側にあります。」
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからお持ちください。)

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、平成31年1月1日です。
平成30年中（1月1日から12月31日）に納めていただいた国民年金保険料の額を証明しています。
 - 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。
 - * ご家族の保険料も控除の対象となります。
 - * 生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
 - * 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を納めたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
 - * この証明書に記載されている保険料額に、あとから納めた保険料額がある場合は合算して申告してください。
あとから納めた保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。なお、あとから納めた保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
 - * 領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、『ねんきん加入者ダイヤル(電話番号：0570-003-004)』までご連絡ください。
 - 前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納により納めた国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。
 - * (2)の方法により控除を受けた場合、(1)の方法による控除に戻すことはできません。
また、平成31年に平成31年分と平成32年分をまとめて控除することもできません。
- (1) 全額を納めた年に控除（2年分をまとめて申告する場合）
本証明書の「納付済保険料額」欄に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されている証明書のすべてを添付等してください。
- (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）
各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次のように算出されます。
- 例1 口座振替で24カ月分（平成30年4月分から平成32年3月分）377,350円を前納された場合
- ①平成30年の控除対象額（平成30年4月から平成30年12月分までの9カ月分）
 $377,350円 \times 9\text{カ月} / 24\text{カ月} = 141,507円$
 - ②平成31年の控除対象額（平成31年1月から平成31年12月分までの12カ月分）
 $377,350円 \times 12\text{カ月} / 24\text{カ月} = 188,675円$
 - ③平成32年の控除対象額（平成32年1月から平成32年3月分までの3カ月分）
 $377,350円 - ① - ② = 47,168円$
- 例2 納付書で17カ月分（平成30年11月分から平成32年3月分）271,460円を前納された場合
- ①平成30年の控除対象額（平成30年11月から平成30年12月分までの2カ月分）
 $271,460円 \times 2\text{カ月} / 17\text{カ月} = 31,937円$
 - ②平成31年の控除対象額（平成31年1月から平成31年12月分までの12カ月分）
 $271,460円 \times 12\text{カ月} / 17\text{カ月} = 191,619円$
 - ③平成32年の控除対象額（平成32年1月から平成32年3月分までの3カ月分）
 $271,460円 - ① - ② = 47,904円$
- なお、申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。
- * 本証明書は(2)の方法により控除を受ける場合、最大3年間にわたり使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成30年1月1日から12月31日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、②見込額、③合計額を表示していません。
 - ・厚生年金保険に加入されている場合
 - ・平成31年3月または平成32年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・保険料の未納期間がある場合
 など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成30年1月1日から12月31日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、②見込額、③合計額を表示していません。
 - ・厚生年金保険に加入されている場合
 - ・平成31年3月または平成32年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・保険料の未納期間がある場合
 など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成30年1月1日から12月31日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、②見込額、③合計額を表示していません。
 - ・厚生年金保険に加入されている場合
 - ・平成31年3月または平成32年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・保険料の未納期間がある場合
 など

平成30年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の 社会保険料控除について

(事業推進統括部)

13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

- (1) 全額を納めた年に控除
- (2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除（複数年分に分けて申告する場合）

(1) 全額を納めた年に控除する方法を選択する場合

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書は、切り離さず添付して申告してください。

申告額は、①納付済額となります。

(2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除する方法を選択する場合 (複数年分に分けて申告する場合)

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の申請書のうち、平成30年分の1枚を切り離して申告にご使用ください。

なお、残りの2枚の証明書につきましては、平成31年、平成32年の申告時に使用しますので、大切に保管をお願いします。

申告額は、複数年に分けて申告する場合、証明額となります。

【例】

口座振替にて24か月分（平成30年4月分～平成32年3月分）377,350円を前納した場合

- ① 平成30年に控除の対象となる額
(平成30年4月分～平成30年12月分までの9か月分)
 $377,350円 \times (9か月 / 24か月) = 141,507円$
- ② 平成31年に控除の対象となる額
(平成31年1月分～平成31年12月分までの12か月分)
 $377,350円 \times (12か月 / 24か月) = 188,675円$
- ③ 平成32年に控除の対象となる額
(平成32年1月分～平成32年3月分までの3か月分)
 $377,350円 - 141,507円 - 188,675円 = 47,168円$

(※)

分割して申告をご希望の場合、3年分3回に分けて申告いただき、分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することは出来ませんのでご注意ください。

上記の例の場合、平成30年に分割して申告を行った場合（9か月分）、翌年に残りの年分（15か月）をまとめて平成31年に申告することはできません。

各年、平成30年、平成31年、平成32年の3年分に分けての申告が必要です。

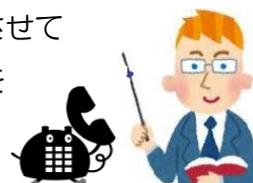
多言語通訳サービスの周知にかかる協力をお願い

(相談・サービス推進部)

国民年金事業の推進につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構では、外国人のお客様からの相談に円滑かつ適切に対応するため、平成29年10月から利用可能な年金事務所等を段階的に拡大しながら、通訳サービスを利用した相談対応を実施してまいりました。

本年10月からは、全国の年金事務所及び下記のコールセンターにおいて、通訳サービスを利用した相談対応が可能となっております。すでに各年金事務所より本誌30頁～31頁の広報用チラシの庁舎内掲示等についてご協力をお願いをさせて頂いているところですが、改めてお客様へのご案内についてご協力をお願いいたします。



項目	具体的な実施内容
受付時間	9:00～17:00 (月曜日～金曜日 (祝日は除く))
利用可能言語	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語
相談窓口	<p>【窓口相談】</p> <ul style="list-style-type: none">●全国の年金事務所 (分室を含む) <p>【電話相談】</p> <ul style="list-style-type: none">●コールセンター①ねんきんダイヤル (一般的な年金のお受け取りについてのお問い合わせ) ・0570-05-1165 (ナビダイヤル) (050から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165)②ねんきん加入者ダイヤル (一般的な年金の加入についてのお問い合わせ) 【国民年金加入者向け】 ・0570-003-004 (ナビダイヤル) (050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525) 【事業所、厚生年金加入者向け】 ・0570-007-123 (ナビダイヤル) (050から始まる電話でおかけになる場合は03-6837-2913)
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・年金事務所では、通訳サービスを利用した電話相談には対応していません。・通訳サービスを利用した一般的な電話相談をご希望の場合は、上記コールセンターをご案内ください。

**年金事務所の窓口では、5カ国語の
通訳サービスを利用した相談が受けられます。**

対応言語：英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語

●受付時間：9：00～17：00（月曜日～金曜日）

●年金事務所では、電話による通訳サービスを利用した相談には対応しておりません。

（英語／English）

Interpretation service at JPS Branch Offices

When you visit our Branch Office for pension consultation, we have interpretation service for you in English, Chinese, Korean, Portuguese and Spanish languages.

● Office hours: 9:00 - 17:00, Monday - Friday

● This interpretation service is not available if you just telephone our Branch Office.

（中国語／中文）

来到年金事務所的窗口咨询时，可以享用5种语言（英语，中文，韩语，葡萄牙语，西班牙语）的口译服务咨询。

●受理时间：9：00～17：00（星期一～星期五）

●关于电话咨询，年金事务所不提供口译服务。

（韓国語／한국어）

연금 사무소 창구를 방문했을 경우 5개 국어(영어, 중국어, 한국어, 포르투갈어, 스페인어)통역 서비스를 이용하여 상담을 받을 수 있습니다.

●접수 시간:9:00～17:00(월～금요일)

●연금사무소에서는 전화문의에 대해서는 통역서비스를 제공하고 있지 않습니다.

（ポルトガル語／Português）

Ao comparecer no balcão do Escritório de Pensões , disponibilizamos o serviço de interpretação em 5 idiomas.

(inglês, chinês, coreano, espanhol e português)

●Horário de atendimento: 9:00-17:00 (segunda a sexta-feira)

●O serviço de interpretação não está disponível para consultas por telefone no escritório de Pensão.

（スペイン語／Español）

La oficina de servicio de pensiones ofrece el servicio de interpretación en cinco idiomas (Inglés, Chino, Coreano, Portugués, Español).

●Horario: 9:00 a 17:00 (de lunes a viernes)

●El servicio de interpretación para las consultas realizadas por teléfono no está disponible en las oficinas de Pensión Nacional.

広報用チラシ (見本)

**電話での相談をご希望の場合は、下記の電話番号へおかけください。
(年金事務所では電話による通訳サービスの対応は行っておりません。)**

- 年金のお受け取りについてのお問い合わせ ————— **0570-05-1165**
「050」で始まる電話番号でおかけになる場合 ————— 03-6700-1165
- 国民年金の加入についてのお問い合わせ ————— **0570-003-004**
「050」で始まる電話番号でおかけになる場合 ————— 03-6630-2525
- 厚生年金保険・健康保険への加入についてのお問い合わせ — **0570-007-123**
「050」で始まる電話番号でおかけになる場合 ————— 03-6837-2913

* 電話料金が発生します。 * 受付時間：9：00～17：00（月曜日～金曜日）

(英語/English)

Please call the numbers below for pension consultations with interpretation service:

NOTE: Do not call Branch Offices where we have no interpreted telephone lines.

- About receiving pension benefits ————— **0570-05-1165**
If your telephone number starts with 050 please call ————— 03-6700-1165
- About coverage by the National Pension System ————— **0570-003-004**
If your telephone number starts with 050 please call ————— 03-6630-2525
- About the coverage by the Employees' Pension Insurance and Employees' Health Insurance System ————— **0570-007-123**
If your telephone number starts with 050 please call ————— 03-6837-2913

* These numbers are not free of charge. * Operation hours: 9:00 - 17:00, Monday - Friday

(中国語/中文)

咨询时如需要口译服务, 请拨打以下电话号码。

- 关于领取年金的咨询处 ————— **0570-05-1165**
使用「050」开头的电话号码拨打电话时的咨询处 ————— 03-6700-1165
- 关于加入国民年金的咨询处 ————— **0570-003-004**
使用「050」开头的电话号码拨打电话时的咨询处 ————— 03-6630-2525
- 关于加入厚生年金保险・健康保险的咨询处 ————— **0570-007-123**
使用「050」开头的电话号码拨打电话时的咨询处 ————— 03-6837-2913

* 发生电话费用 * 受理时间: 9:00 ~ 17:00 (星期一~星期五)

(韓国語/한국어)

상담시 통역 서비스를 희망하실 경우 아래 전화번호로 전화해 주십시오.

- 연금 수령에 관한 문의처 ————— **0570-05-1165**
「050」으로부터 시작되는 전화번호로 전화하실 경우의 문의처 ————— 03-6700-1165
- 국민연금 가입에 관한 문의처 ————— **0570-003-004**
「050」으로부터 시작되는 전화번호로 전화하실 경우의 문의처 ————— 03-6630-2525
- 후생연급보험・건강보험가입에 관한 문의처 ————— **0570-007-123**
「050」으로부터 시작되는 전화번호로 전화하실 경우의 문의처 ————— 03-6837-2913

* 통화요금이 부과됩니다. * 접수 시간: 9:00 ~ 17:00 (월~금요일)

(ポルトガル語/Português)

Para fazer uma consulta utilizando o serviço de interpretação por telefone, favor ligar para o número de telefone abaixo.

- Contato para consultas sobre como receber a aposentadoria ————— **0570-05-1165**
Contato para consultas utilizando um telefone com prefixo "050" ————— 03-6700-1165
- Contato para consultas sobre o procedimento para ingresso no sistema de Pensão Nacional ————— **0570-003-004**
Contato para consultas utilizando um telefone com prefixo "050" ————— 03-6630-2525
- Contato para consultas sobre o procedimento para Ingresso no Seguro de Pensão dos Empregados / Seguro de Saúde ————— **0570-007-123**
Contato para consultas utilizando um telefone com prefixo "050" ————— 03-6837-2913

* A tarifa da ligação será cobrada. * Horário de atendimento: 9:00-17:00 (segunda a sexta-feira)

(スペイン語/Español)

Si desea realizar la consulta mediante el servicio de interpretación por teléfono, por favor llame al número de abajo.

- Contacto para consultas sobre cómo recibir la pensión ————— **0570-05-1165**
Contacto para consultas en caso de llamadas realizadas por números telefónicos con prefijo "050" ————— 03-6700-1165
- Contacto para consultas sobre el procedimiento de inscripción al Sistema Nacional de Pensiones — **0570-003-004**
Contacto para consultas en caso de llamadas realizadas por números telefónicos con prefijo "050" ————— 03-6630-2525
- Contacto para consultas sobre el procedimiento de inscripción al Sistema Nacional de Pensiones y al Seguro de salud ————— **0570-007-123**
Contacto para consultas en caso de llamadas realizadas por números telefónicos con prefijo "050" ————— 03-6837-2913

* Se cobrará la tarifa telefónica. * Horario: 9:00 a 17:00 (de lunes a viernes)



日本年金機構
Japan Pension Service

イオン銀行の口座振替開始に伴う事務の対応について

(事業推進統括部)

この度、イオン銀行が日本銀行から歳入代理店の承認を受けたことにより、平成30年10月1日(月)から、金融機関をイオン銀行とした「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」(以下、「申出書」という。)の取扱いが開始されます。

なお、イオン銀行は口座開設時に『お届け印』を「①印鑑」、「②サイン(署名)」または「③印鑑・サイン(署名)なし」のいずれかを選択することとなりますが、国民年金保険料の口座振替は『お届け印』が「①印鑑」および「②サイン(署名)」によるものに限り受付可能とするため、申出書受付時の届出印欄(申出書2枚目)の取扱いについては、以下のとおり、ご対応くださいますようお願いいたします。

届出印欄(申出書2枚目)の取扱い

- ◆ 『お届け印』が「①印鑑」による申出書については、通常の申出書と同様に対応してください。
- ◆ 『お届け印』が「②サイン(署名)」による申出書については、本誌33頁を参考に对应してください。
- ◆ 『お届け印』が「③印鑑・サイン(署名)なし」による申出書については、**口座振替の対象外**となります。

詳細な申出書の取扱いにつきましては、年金事務所へお問い合わせください。



金融機関を「イオン銀行」とした申出書に係る受付について

	口座開設時のお届け印		
	①印鑑	②サイン(署名)	③印鑑・サイン(署名)なし
イオン銀行の口座開設	○	○	○
国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書	○	○	×

(○：開設・申出可能 ×：申出不可)

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書（2枚目金融機関用） 抜粋

金融機関使用欄			

国民年金保険料口座振替依頼書

取組金融機関等様

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので下記事項を確約のうえ依頼します。

平成 年 月 日

- 日本年金機構から私名義の住所等が変更されたときは、私に通知することなく、住所等変更の金額を指定預金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、預貯金残高または振替定額表にかかわらず、貴方の決定した口座から引き落とさせていただきます。
- 振替日において住所等変更の金額が指定預金口座にない場合は、指定された金融機関（振替先）を利用できる範囲内の金融機関に転入するときは、住所等変更通知書を送付していただきます。
- この契約を解約するときは、私から貴方なりに国民年金機構に住所等変更通知書により届けます。なお、この届け出がないまま解約した場合は日本年金機構から住所等の届けがない旨の連絡があるときは、弊に申し出をしない限り、貴方のこの契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
- この指定預金口座について、仮に引当がなくても、貴方の責による請求を頂き、貴方の口座振替をさせていただきます。

1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

国民年金被保険者	①基礎年金番号				②生年月日			
	5 昭和 7 平成				年	月	日	
	被保険者氏名 (フリガナ)				③電話番号種別		④電話番号	
指定預金口座	住所				1 自宅 2 携帯		3 業務用 4 その他	
	金融機関名				⑥預金種別		⑦口座番号(左詰めで記入)	
	銀行 信用金庫 支店 信用組合 農協 支所 労働金庫 海協				1 普通 2 当座			
	種目コード	種別コード	⑧通帳記号	⑨通帳番号(右詰めで記入)		お届け印	⑩金融機関コード	支店コード
	1 6 6	3 2 1	0					
⑪口座名義人				お届け印欄に押印してください				
(フリガナ)				お(タテマ)と銀行利用の場合のみ記入				
⑩振替方法					振替させていただきます。その際の保険料振替は2ヵ月前納と合わせての振替になります。[前月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。]			
	3	1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせての振替になります。] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。					
	4	当月末振替(早割)	毎月末日に当月分の保険料を振替させていただきます。その際の保険料は、早割された保険料額となります。[前月分が未納の場合、初回の振替は前月分と当月分を合わせての振替になります。] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。					
5	2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[前月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせての振替になります。] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。						

被保険者氏名および口座名義人が自署であっても、サイン（署名）が必要です。

- 対象保険料 国民年金保険料
- 振替納入指定日 納期の最終日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)
- 振替開始(予定) 平成 年 月末日から
(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

- ◆事務処理に日数を要しますので、振替開始は書き出された翌月以降となります。
- ◆指定預金口座を変更するときは、ただちに、この用紙によって連絡してください。
- ◆提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、提出印、口座番号等のご確認をお願いします。
- ◆3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

2枚目(金融機関・ゆうちょ銀行用)

1811 1031 010

「ねんきんネット」で「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の再交付申請ができます！

(事業企画部)

「ねんきんネット」とは、お客様がご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでも・どこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報の確認や通知書の再交付申請ができます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の未着や紛失のお客様が窓口にお見えになられた場合は、年金事務所の案内とあわせ「ねんきんネット」ご利用の案内をお願いします。

①通知書の再交付申請ができます！

日本年金機構から送付する通知書を「ねんきんネット」の画面上から再交付申請をすることができます。

年金事務所の窓口に来所や電話での依頼をいただくことなく「ねんきんネット」から24時間いつでも通知書再交付申請を行うことができます。
(※再交付した通知書は、機構に登録されているご住所に郵送します。)

再交付申請ができる通知書

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 年金額改定通知書
- 公的年金等の源泉徴収票^{※1}
- 支給額変更通知書
- 年金振込通知書^{※2}

※1 準確定申告用の源泉徴収票は、「ねんきんネット」での再交付申請対象外です。

※2 直近にお送りしたもののみが対象です。

②通知書の内容が確認できます！

日本年金機構から送付する年金振込通知書など年金に関する通知書が、ご自宅のパソコンでご覧いただけます。

再交付の申請をいただかなくても通知書(PDFファイル)の保存・印刷ができ、年金額等の内容の確認が可能です。

確認ができる通知書

- 年金振込通知書
- 年金決定通知書
- 年金支払通知書
- 支給額変更通知書
- 年金額改定通知書
- 公的年金等の源泉徴収票^{※1}

※1 電子版「公的年金等の源泉徴収票」(PDFファイル)をプリントアウトしたものは確定申告の添付書類として使用することはできません。

③ 電子版「ねんきん定期便」がご利用いただけます！

毎月誕生月に日本年金機構が郵送している紙の「ねんきん定期便」を、電子版（PDFファイル）にてご確認ください。電子版は、誕生月に郵送される紙の「ねんきん定期便」より1～2か月程度早く内容を確認できるメリットに加えて、ダウンロード機能など保存にも便利です。

また「ねんきんネット」では、紙の「ねんきん定期便」の郵送停止を登録することができます。

郵送費用削減とペーパーレス化推進のため、「ねんきんネット」をご利用いただき、郵送停止の登録をすすめていただきますようお願いいたします。

※ 共済組合（国共済・地共済・私学共済）が発行する、ねんきん定期便は電子版「ねんきん定期便」の対象外です。

「ねんきんネット」のお知らせメール配信の再開

「ねんきんネット」のご利用者様にお届けしていた各種情報をお知らせするメールは、日本年金機構における情報セキュリティ対策の見直しに伴い、平成27年6月から配信を停止しておりました。

平成31年1月以降、お知らせメールの配信を再開することとしましたので、お知らせします。

なお、再開に先立ち、すべてのご利用者様に対し平成30年9月から12月にかけて順次、再開を案内するメールを配信しています。

「ねんきんネット」に関するお問い合わせは…

ねんきんダイヤル（ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号）へ
（ナビダイヤル） 0570-058-555

「ねんきんネット」ホームページも併せてご確認ください！

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

(事業企画部)

● 免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

● 産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

● 対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

● 届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

● 届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

● 施行日

平成31年4月1日

平成31年4月から、日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードできる予定です。また、記入の方法も併せて掲載する予定です。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

また、届出の際は、以下の書類をご用意ください。

◆ 添付書類について

出産前^に届出をする場合：母子健康手帳など

出産後^に届出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

◆ 個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①及び②を提示してください。

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表裏両面または①及び②のコピーを添付してください。

① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど



日本年金機構ホームページのURLの変更について

(広報室)

平成30年10月29日(月)以降、機構ホームページのURLが、以下のとおり変更されましたので、お知らせします。

現行	http://www.nenkin.go.jp/~
変更後	https://www.nenkin.go.jp/~



機構ホームページの安全性を強化するために、常時T L S化(暗号化)を行いました。機構ホームページのURLをお客様へご案内する際や、市区町村の広報誌等に掲載する場合は、ご注意くださいますようお願いいたします。

また、機構ホームページをブックマークされている場合等は、変更をお願いいたします。

なお、平成30年10月29日以降、旧URL([http://~](http://www.nenkin.go.jp/~))で、機構ホームページにアクセスした場合でも、リダイレクトが行われ、自動的に機構ホームページへアクセスすることができます。





～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金のポイント

✓ 将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

✓ 老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

✓ 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

✓ 「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

国民年金のご相談・お手続きについては、

市区町村 または **年金事務所** までお問い合わせください。



地域の独自情報

編集後記

昔、農作物の収穫作業を終えた農民が夜遅くに食事をとっていたことから「夜食」という言葉が秋の季語になりました。筆者も受験生の頃、夜食でおにぎりを作ってもらった思い出があります。秋は1日3食（と夜食）では物足りないくらいに美味しい食べ物ばかりです。つつい食べ過ぎないように食生活には十分気を付けたいですね。

さて、「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、さまざまな情報を提供していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。